

## 木津川市教育委員会会議録

令和6年第10回木津川市教育委員会定例会

○日 時：令和6年10月16日（水） 午後1時30分から午後2時06分まで

○場 所：木津川市役所5階 全員協議会室

○出席者：竹本充代教育長、有賀やよい委員、小松信夫委員、佐脇貞憲委員、皆川麻紀委員

（事務局）平井教育部長、八田理事兼文化財保護課長、大村理事、山口理事、福井教育部次長兼教育総務課長、東村学校教育課長

### 1. 開 会 教育長

教育長あいさつ

### 2. 前回会議録の承認

- 委員から3ページ中の同委員の発言「学校給食の改善について（以下略）」について、「学校給食」全体ではなく、事務局からの報告にあった「学校給食の配達時間」についての質問であったと指摘があった。
- 委員から5ページ中の同委員の発言「保護者は（中略）知らない」と断定したものではなく、知らない保護者も多いのではないか。という意図であったと指摘があった。

この2点について、教育長が事務局に修正を指示し異議なく承認された。

### 3. 議事

《報告第2号 木津川市教育委員会規則の一部改正について（臨時代理報告）》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

#### 【説明】

第9回定例会で臨時代理を受けた木津川市教育委員会規則の一部改正について、10月7日付で公布したことを報告する。

#### 【質疑】

委 員：施行年月日はいつか。

事務局：公布の日から施行する。10月7日が施行日になる。

傍聴の申請があり、木津川市教育委員会会議規則第12条及び木津川市教育委員会傍聴規則第2条の規定に基づき、許可する。

#### 4. 教育長報告（令和6年9月25日～令和6年10月16日）

教育長が、事業報告に基づき報告を行った。中でも次の点について、説明があった。

- ・ 9月26日 令和6年第3回の市議会定例会が閉会した。
- ・ 9月27日 令和6年度京都府小学校教育研究会算数科教育研究大会が相楽小学校で開催された。相楽小学校では令和4年度から3年間、算数教育の研究指定を受けており、その研究発表等に府下から300人以上の教員が参加された。
- ・ 9月29日 令和6年度木津川市民運動会が開催された。
- ・ 10月 1日 令和6年度サンタモニカ交換学生報告会に出席した。中学生対象の派遣事業は例年実施しているが、今年度初めて高校生の交換学生事業が実施できた。引率者をつけずに自分たちだけで渡米しホームステイした後、ホームステイ先のサンタモニカの高校生と一緒に帰国した。報告会では現地での様子や海外で仕事をすることを目標の一つとなったことなどを聞いた。
- ・ 10月 2日、7日 叙勲者へ伝達を行った。
- ・ 10月11日 令和6年度第2回京都府都市教育長協議会に出席した。19項目について意見交換をした。毎年3回、会場担当市を持ち回りしており、第3回は木津川市での開催となる。
- ・ 10月12日 山城地方中学校駅伝大会が開催された。結果については次回定例会で報告する。

#### 【質疑】

委 員：サンタモニカ交換学生事業では日本にもホームステイされたのか。

教育長：双方でホームステイの受け入れができる家庭についてマッチングし、今回木津川市からサンタモニカへ行った2人と一緒にサンタモニカの高校生が来日し、木津川市でホームステイされた。木津川市では寺で座禅を体験するなどして過ごされていたと聞いている。

委 員：サンタモニカの高校生のホームステイに対する感想はどうであったか。

教育長：感想などは届いていないが、ホームステイ中は、日本の文化に触れ、英語が話せない家族の方との間に日本の高校生が入ったり、身振り手振りで意思疎通したり、共通の趣味で話が盛り上がったりしたなどと聞いている。日本の高校生が、自分たちだけで出国・入国して、ホームステイし、サンタモニカの高校生を伴って帰国した。大変良い経験ができたと、生き生きと報告された。

委 員：中学生の派遣事業では、例年女子の参加が多かったように思うが、今年はどうであったか。

教育長：男子生徒も参加している。高校生は男女一人ずつである。

委 員：中学生の派遣事業は毎年実施しているが、高校生についても今後実施を検討していくのか。

教育長：参加者の感想を聞いてみると、これから時代には世界に目を広げたり、自分たちだけで飛行機に乗って他国へ行ったりすることは大変良い体験になる。派遣人数は少ないが、参加者にとって良い財産になる。体験したことを少しでも周囲に広げていってもらえたと思う。

## 5. その他

### (1) 今後の行事予定

事務局が、今後の行事予定について説明を行った。

#### 【質疑】

委 員：少年の主張大会の時間と場所は。

事務局：アスピアやましろで 13 時からである。

委 員：教育委員の出席はどうか。

事務局：教育長は出席する。委員は案内のある方のみ出席をお願いする。

委 員：四條畷市は、どういったところを視察されるのか。

事務局：四條畷市も同様の工事を予定されており、相楽小学校の校舎改築、長寿命化工事について視察される。教育総務課で対応する。

委 員：防災訓練に学校は参加するのか。

教育長：学校施設は借用するが、市職員が対応する。市民の方も参加される。

事務局：避難所の開設・運営訓練を予定している。

委 員：相楽地方中学校音楽交流会の内容はどのようなものか。

事務局：各学校の代表が合唱を通して交流する。

### (2) 木津川市指定文化財の指定基準の制定について

事務局が、資料に基づき説明を行った。

#### 【説明】

資料の通り 10 月 1 日付けで公布し、同日付けで施行した。現在の市指定文化財は 40 件でうち合併後に指定したものは 9 件。今後については、行政として、文化財の保護や周知のためにも市指定を推進していく必要があると考えているが、明確な指定基準がなかったため、審議会で議論し、市の基準を定めた。国・府と市では役割も異なると考えることから、優品、珍品、学術的価値の高いものに加え、地方様式や地域の特色を重視したものになっている。また石造物として独立した種別を独自に設けている。新たな指定に際し、該当する基

準を示すことで市民の理解に役立つことも考慮した。

【質疑】

委 員：市指定文化財の件数について目標はあるのか。

事務局：今後推進していきたいと考えている。8月の文化財保護審議会に5件の指定を諮問した。次回の会議で答申される予定である。また同時に新たな指定について諮問する予定。担当としては、1年間に3～5件程度の諮問を継続したいと考えている。

委 員：府の暫定登録のものなどと重複することはないのか。

事務局：府の暫定登録の候補となっている場合は重複しないようにしている。市が指定したものと、後から府が暫定登録することはある。行政としてできるだけ広く文化財保護の網をかけていきたいと考えている。

委 員：市の基準がなかったために指定が漏れていて、そういうものを拾い上げることもあるのか。

事務局：基準がないから漏れていたというより、優品主義の観点からは結果的に指定対象とならなかつたものも、市としては地域の特色を重視にするべきであると考えており、国・府と市は役割も違うので、そういう視点から進めていきたい。

教育長：木津川市内の文化財が多い。表立って取り上げられないもの、一般に認知が広まらないものもある。貴重な文化財が紛失や流出しないためにも、細かく拾い上げられるように、明確な基準があれば説明もしやすくなる。合併後17年が経過したが、明確な基準ができたことは大変良いことだと思う。

(3) 次回教育委員会は、令和6年11月20日（水）午前に棚倉小学校で開催することを確認した。

教育長が、会議を閉会した。